

税

に関する各種お知らせ

給与支払報告書は

1月31日までに提出を!!

平成20年度(平成19年支払分)の給与支払報告書は、従業員さんの1月1日現在の住所毎に分けて、それぞれの市町村税務関係課へ提出してください。

給与支払報告書は3枚複写(500万円以上は4枚複写)で作成し、1枚目と2枚目は各市町村へ、3枚目(支払い金額が500万円以上は4枚目)は平成19年分の源泉徴収票となつていきますので、必ず従業員さんにお渡しください。なお、中途退職者分についても期日までに提出をお願いします。

用紙がない場合は、役場町民課税務係にありますが、役場町民課税務係にありませんのでお受け取りください。

還付申告はお早めに

お願いいたします!!

所得税の還付申告を、神崎町役場では、2月1日から(佐原税務署では、1月4日から)受け付けます。(但し、給与・年金所得者の還付に限ります。)

確定申告期間に入りますと、相談窓口はたいへん混みますので、還付金を早く受け取るためには正しい記載による早めの申告をお願いします。還付申告をされる方は以下の

点にご注意ください。

還付金受取口座は、申告書を提出されるご本人名義の口座に限ります。

転居や結婚等により住所・氏名が変わったときは、金融機関での変更の手続きもお忘れなく。

記載もれや誤り、源泉徴収票、医療費の領収書、その他必要な書類の添付もれがありますと還付できないことがあります。

国・県・町による 申告相談会のお知らせ

○日時 平成20年2月5日(火)
9:30~12:00 13:00~15:30

○場所 神崎町役場3階大会議室

○持参していただくもの

- 所得税の確定申告書用紙(郵送された人)
- 前年の申告書や収支内訳書などの控え
- その他、上記申告に必要なもの

※申告期間は混雑が予想されますので、お早目の申告をお願いします。

あなたも始めませんか?



e-Tax

オンラインでらくらく電子申告

自宅から簡単に所得税の確定申告等ができるe-Tax(国税電子申告・納税システム)。特典も増え、ますます利用しやすくなりましたので、ぜひチャレンジしてみてもいいです。

特典

5千円の税額控除(平成19年分又は20年分のいずれか1回、規定の条件を満たした場合)

国税庁HPから直接申告

源泉徴収票等の添付を省略

還付金受け取りがスピーディーに

詳しくはe-Taxホームページで!!
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

「地震保険料控除が創設されました」

創設されました

平成20年度から損害保険料控除が改められ、地震保険料控除が創設されました。

地震保険料控除

住宅や家財などの生活用資産の地震保険料が対象です。限度額は次のとおりです。

所得税 5万円(長期損害保険がある場合は、合計して5万円)

住民税 2万5千円(地震保険料の支払額の1/2。長期損害保険がある場合は、合計して2万5千円)

経過措置……平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用され、限度額は1万5千円です。また、短期損害保険料は平成20年度からは控除対象にはなりません。

お問い合わせ先

神崎町町民課税務係 ☎ 72 2111
佐原税務署個人課税部門 ☎ 54 1331